慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	NATO・EU協力の新たな課題 : 棲み分けから協働へ
Sub Title	New challenges for NATO-EU relations : from deconfliction to cooperation
Author	鶴岡, 路人(Tsuruoka, Michito)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2011
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.84, No.1 (2011. 1) ,p.425- 450
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	田中俊郎教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20110128-0425

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

NATO・EU協力の新たな課題

――棲み分けから協働へ――

鶴岡路人

はじめに
一　「ベルリン・プラス」における棲み分けの論理
二　時代遅れになった「ベルリン・プラス」――新たな状況と課題――
おわりに

はじめに

NATO（北大西洋条約機構）とEU（欧州連合）との間の関係の困難さは、公然の秘密どころか、コンセンサスになっていると言っても過言ではない。本稿は、危機管理（crisis management）・平和作戦（peace operations）におけるNATO・EU間の作戦上の関係を中心に、NATO・EU協力の経緯と今日の課題を明らかにすることを目的とする。(1)

そこで注目すべきは、ＮＡＴＯ・ＥＵ関係の置かれた状況、及びそれに求められているものの変化である。従来のＮＡＴＯ・ＥＵ関係が、あくまでも重複や競合を避けるための「棲み分け」に主眼を置いたものだったとすれば、今日必要とされているのは、真の意味での「協働」だと言える。それは、ＮＡＴＯとＥＵがそれぞれの活動を変化させる中で発生した要請である。ただし、それはあくまでもあるべき姿であり、以下で論じるように真の協働が現実のものとなっているわけではない。

本論に入る前に確認すべきは、ＮＡＴＯ・ＥＵ関係のあり方が、現実の政策と研究の両面において、重要な検討対象になった背景である。詳しくは第一節で議論するが、一九九〇年代になるまで、ＮＡＴＯ・ＥＵ（当時のＥＥＣ／ＥＣ）関係は、実態としてはほとんど存在していなかった。ソ連陣営の西欧侵攻に備えた集団防衛組織（軍事同盟）であったＮＡＴＯと、基本的に経済面での地域統合体としてのＥＵは、別領域で活動しており、互いの活動が交わることはなかった。それは、両者の関係が悪かったからではなく、単に接点がなかったのである。そうした関係に変化が訪れるきっかけとなったのは、一九九〇年代後半から二〇〇〇年代前半にかけての、ＮＡＴＯとＥＵによる、国際的な危機管理・平和作戦領域への参入である。

一九九〇年代始めまで、同分野では、国際連合による平和維持活動が圧倒的な位置を占めてきた。平和維持活動とは、即ち国連の活動だったのである。しかし、ボスニア紛争の和平に関する一九九五年のデイトン合意を受けて、まずはＮＡＴＯが六万人規模の国際部隊ＩＦＯＲ（Implementation Force）を同国に展開することで、危機管理分野の活動に本格的に参入したほか、二〇〇三年以降、今度はＥＵが、新たに立ち上げたＥＳＤＰ（欧州安全保障防衛政策）[2]の枠組みの下、軍事ミッションを含めた活動を開始することになった。その結果、ＮＡＴＯとＥＵとの間には、活動分野の重なり、すなわち組織的な接点が生まれたのである。よりマクロ的な視点に立てば、国際的な平和作戦に関するアクターの勢力地図が大きく塗り替えられ、国連に代わって、ＮＡＴＯやＥＵに

代表される地域機構の比重が拡大したということでもある。[3] そうである以上、NATO・EU関係の実態が及ぼす国際的影響は大きくならざるを得ない。NATO・EU協力が機能しないとすれば、それは広く国際的損失となるからである。

それは日本にとっても他人事ではない。自衛隊が国際平和協力活動を実施する際にも、派遣先では、NATOやEUの部隊が活動している可能性が大きくなったのである。[4] NATOとEUがそれぞれ部隊を派遣しているソマリア沖での海賊対処のための作戦はその好例である。NATOとEUが作戦を実施している同じ現場に自衛隊を派遣する際に、それらアクターとどのような調整・協力が可能ないし必要なのか。これは、日本にとっても現実の判断を迫られる重要課題なのである。

同時に、NATO・EU関係とは、独立アクター間の自律的関係ではない点にも留意する必要がある。それは、それぞれの加盟国あっての関係であり、その推移は、欧州国際関係及び米欧関係という独立変数に対して、従属変数だと言える。その第一の理由は、両国際機構の加盟国が大きく重なることである。二八のNATO加盟国、及び二七のEU加盟国のうち、二一が双方に加盟しているのである。NATOの首脳会合とEUの欧州理事会（首脳会合）には、結局、ほとんど同じような顔ぶれが集まる。つまり、NATOとEUを対置させること自体が不自然なのである。この点と関連して第二に、EUがどれほど超国家的統合を進めたとしても、外交・安全保障分野は、基本的に政府間協力の性格が色濃く残っており、EU外交・安全保障政策のマスターが各加盟国である事実に変更はない。超国家的統合をそもそも標榜していないNATOはなおさらのことである。つまり、NATOもEUも、加盟国に依拠した存在なのである。その前提に立てば、NATOとEUが、自律的アクターとして加盟国の意向とは離れて行動し、両者の関係が形成されるとは考えにくいであろう。NATOとEUをどのように使い分けるのか、そしてどのようなNATO・EU関係を構築するのかは、加盟国次第なのである。本稿は、

危機管理に関する作戦面のＮＡＴＯ・ＥＵ関係に焦点をあてることで、ＮＡＴＯ・ＥＵ関係の一側面を分析するが、加盟国間政治の従属変数としての側面を忘れては、全体像を見失ってしまう危険がある。

以下、第一節ではＮＡＴＯ・ＥＵ間の唯一の恒常的協力枠組みである「ベルリン・プラス」を中心に、ＮＡＴＯとＥＵの棲み分けの論理を検証し、続く第二節では、文民面での協力と、同じ現場での協力という、「ベルリン・プラス」が考案された当初は想定されていなかったＮＡＴＯ・ＥＵ協力の新たな課題を分析する。

一　「ベルリン・プラス」における棲み分けの論理

ＥＵがＣＦＳＰ（共通外交安全保障）の枠内でＥＳＤＰを立ち上げた最大の狙いは、ＥＵとして自律的な軍事作戦を実施できるようにすることだった。ＥＳＤＰの直接的起源となった一九九八年一二月の英仏首脳会談で発表されたサン・マロ宣言は、「ＥＵは、信頼に足る軍事力に裏付けられた自律的な行動（autonomous action）を実施する能力を有する必要がある」[5]と明示したのである。翌一九九九年一二月のヘルシンキ欧州理事会で合意されたヘルシンキ・ヘッドライン・ゴール（ＨＨＧ）は、ＥＵとしてそのための能力構築の目標を定めたものである。そこでは、最大六万名規模の緊急対応能力（rapid reaction capability）を構築することが謳われたが、この分野において歴史と経験を有さないＥＵが、当初から独自の軍事作戦を実施できるとは、そもそも考えられていなかった。そこで、軍事分野において経験と能力を有するＮＡＴＯとの協力が、ＥＵの作戦遂行を可能にするための重要な要素とされたのである。そのために考え出されたのが、ＮＡＴＯがＮＡＴＯとして関与しない紛争にＥＵが関与する場合に、ＮＡＴＯの能力及びアセットをＥＵが使用できるようにするための「ベルリン・プラス」の枠組みである。そこで主に想定されたのは、特に作戦の計画能力（planning capabilities）に関して、ＥＵ

がNATOの有するアセットを使用することであった。したがってそれは、NATO・EU協力というより、実態としては、「NATOの対EU協力」、ないし「EUのNATOへの依存」だった。それでも、EUにとって、軍事ミッションの実施という新たな領域に踏み込むにあたり、他に現実的な選択肢はなかったのである。[6]

そもそも「ベルリン・プラス」の名称は、一九九六年六月のベルリンでのNATO外相会合で、当時議論されていた欧州安全保障防衛アイデンティティ（ESDI）構築の一環として、NATOによるWEU（西欧同盟）への支援が決定されたことに由来する。その後、WEUの機能がEUに移管され、EUの傘下でESDIに代わりESDPが発足することになったため、NATO・WEU協力はNATO・EU（ESDP）協力に置き換わったのである。[7] NATO・EU間の新たな協力メカニズム構築の必要性が合意された一九九九年四月のワシントンNATO首脳会合を受けて、NATO・EU間では、本格的な調整・交渉が開始された。その過程では、NATOがEUに対して、どのような能力及びアセットをどのような条件下で使用を認めるかが、大きな争点であった。[8] それは、単に技術的な問題ではなく、NATOの一体性（cohesion）とESDP（EU）の自律性（autonomy）を巡る、すぐれて政治的な論争だったのである。[9]

「ベルリン・プラス」の合意全文は、非公開の内部文書であり、全体では、情報保護協定を含む計一五程度の個別の文書――NATO側では北大西洋理事会（NAC）決定等――により構成されているようである。[10] 公開されているものの中で、最も具体的にNATO・EU協力について述べているのは、二〇〇二年一二月一六日の「ESDPに関するEU・NATO宣言（EU-NATO Declaration on ESDP）」である。そこでは、NATOの能力へのEUのアクセスに関して、「NATOは、（一九九九年四月のNATO）ワシントン首脳会合の関連する決定に沿い、また、二〇〇二年一二月一三日のNAC決定に規定されるように、中でも特に（inter alia and in particular）NATOの計画能力（planning capabilities）への保証されたアクセス（assured access）をEUに与えるこ

とで、ＥＳＤＰを支援する」[11]とされた。奥歯に物が挟まったような表現である。「中でも特に」として「計画能力」が言及され、それに関して「保証されたアクセス」が認められたということは、裏を返せば、それ以外のアセットや能力については、「保証されたアクセス」を認めないとの意味である。計画能力とその他のアセット及び能力を分け、前者にのみに「保証されたアクセス」を付与するとの方針は、一九九九年四月のワシントンＮＡＴＯ首脳会合以来、ＮＡＴＯ側で堅持されてきたものだった[12]。同宣言でワシントン首脳会合が再び言及されているのも、ＮＡＴＯのアセット及び能力の区分を再び援用することが目的だった。

この点に関連して、ＥＳＤＰの性格や位置付け自体を大きく左右するものとして注目すべきは、ＮＡＴＯによるＥＵへの支援（計画能力等へのアクセスの付与）、さらには、ＥＵが独自の軍事作戦を実施すること自体への支持には、「ＮＡＴＯが全体として関与しない場合（where NATO as a whole is not engaged）」[13]との条件が付されている点である。これをＮＡＴＯの視点から解釈すれば、関与の有無をＮＡＴＯがまず決定し、ＮＡＴＯとして行動しない場合に初めてＥＵに行動の余地が生まれるということであり、事態の対処への先決権（right of first refusal）はＮＡＴＯに属するのである。ＮＡＴＯ側は、一貫してそのような解釈をしてきたが、これは高度に政治的な問題であり、この解釈の受け入れに関してＥＵ側に明示的なコンセンサスはない。実際、一九九九年四月のＮＡＴＯワシントン首脳会合で、「ＮＡＴＯが全体として関与しない場合」との文言が使用された直後、同年六月の独ケルンでの欧州理事会は、紛争予防及び危機管理に関してＥＵは「ＮＡＴＯの行動に関わらず（without prejudice to actions by NATO）」活動すると言明したのである[14]。この背景の一つには、ＮＡＴＯ・ＷＥＵ関係の位置付けを巡る問題が存在していた。

一九九〇年代を通じてＮＡＴＯとＷＥＵとの間には、固有の協力関係（acquis）が構築されており、前出ワシントン首脳会合は、「ＮＡＴＯとＷＥＵとの間に存在するメカニズムに基づき」ＮＡＴＯ・ＥＵ関係を発展させ

ることを確保すると述べたほどである。[15] しかし、ＥＵから見れば、ＷＥＵとＥＵは異なるのであり、また、ＷＥＵを主体としてＮＡＴＯの枠内での「分離可能だが一体のもの（separable but not separate）」としての発展が想定されたＥＳＤＩと、新たな実働能力の構築を目指したＥＳＤＰは全くの別物であった。[16] そこには、ＮＡＴＯ優位のＷＥＵとの協力関係を基礎に考えたいＮＡＴＯと、ＥＳＤＰという新たな試みにふさわしいＮＡＴＯとの新たな関係の構築を目指すＥＵとの間のせめぎ合いがあったのである。これは、ＥＵとしての独立した司令部機能の構築を巡る問題、すなわち、ＥＳＤＰの（ＮＡＴＯからの）自律性を巡る問題に直結するものでもあった。[17]

この文脈で、いわゆる先決権が問題になるのは、ＮＡＴＯの計画能力への「保証されたアクセス」が例え存在したとしても、ＮＡＴＯがＮＡＴＯとして関与する決定をした場合に、同じ場所での類似の作戦に関してＥＵがＮＡＴＯの計画能力へのアクセスを主張しても、それが現実的でないことは、現実問題として明らかだからである。つまり、ＮＡＴＯの先決権と、ＥＵによるＮＡＴＯの能力へのＥＵによる「保証されたアクセス」は両立しえない場面が容易に想定されたのである。それでも、ＮＡＴＯの能力を借りることに依存せざるを得ない状況下では、そうした対等とは言えない関係も、ＥＵとして受け入れざるを得なかったのであろう。

しかし、ＮＡＴＯの能力及びアセットの支援を得ずにＥＵが活動を実施する場合には、そうした力関係は無意味となる。二〇〇三年六月からのコンゴでのアルテミス（Artemis）作戦においてＥＵは、ＮＡＴＯのアセット及び能力に頼らないとの選択をし、同作戦は、ＥＵが完全に独自に実施する最初の軍事ミッションになったのである。作戦司令部には仏軍の施設が使われた。ＮＡＴＯの不関与の決定を待ってＥＵが行動した形跡がないどころか、ＥＵの決定前の段階でのＮＡＴＯとの協議すら実際にはほとんど行われなかった。[18] つまり、ＮＡＴＯの先決権は全く考慮されなかったのである。米欧及び欧州内を二分した二〇〇三年三月からのイラク戦争の直後だったとの背景もあるが、ＥＵによるアルテミス作戦の実施を巡っては、米欧間に齟齬が生じることにもなった。

「ベルリン・プラス」の合意に至る過程において、同時に大きな争点だったのは、いわゆる「参加問題（participation problem）」である。これにはさまざまな側面があるが、主として、EUに加盟していないNATO加盟の欧州諸国、すなわちトルコを、ESDPの活動にどれだけ参画させるかという問題であった。NATO側は、すでにワシントン首脳会合の段階から、EUに対し、「最重要な（of utmost importance）」問題として、「EU非加盟NATO欧州諸国のEU主導危機管理作戦への考え得る最大の参画（fullest possible involvement）」の保証を求めていた。[19]「ベルリン・プラス」が交渉されていた一九九九年から二〇〇二年は、トルコのEU加盟交渉開始問題が大詰めを迎えていた時期とも重なり、トルコ側は、強硬な姿勢を維持したのである。WEUでは、事実上の準加盟国（Associate Member）として、ほぼ全ての活動に加盟国と基本的に同等に参加してきたトルコにとって、ESDPの発足によりその垣根が高くなり、疎外されることは、到底受け入れられなかったのである。前出二〇〇二年一二月のEU・NATO宣言においては、「考え得る最大の参画」をEUが保証することになったが、この問題は、今日にも尾を引いており、ESDPの危機管理ミッションに関するもののほか、EDA（欧州防衛機関）へのトルコの参加問題等に拡大している。[20]

なお、二〇〇四年五月以降は、キプロス（及びマルタ）のEU加盟に伴い、もう一つの「参加問題」が発生することになった。キプロスは、NATOの平和のためのパートナーシップ（PfP）に不参加であり、NATOとの間での情報保護協定（security agreement）も締結していない。そのためトルコは、NATO・EU協議へのキプロスの参加は認められないと主張し、それに対してEU側は、全加盟国に関わる問題は、全加盟国が参加する場でしか議論できないとの立場をとってきたのである。その結果、NATO・EU間の「公式」協議にキプロスは欠席し、NATO・EU間の共通の議題として、「ベルリン・プラス」に基づく協力案件（現在は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナのアルテア作戦のみ）と、軍事能力構築に関する問題のみが議論されることになった。その

場では、コソヴォやアフガニスタンといった、本来NATOとEUの双方にとって関心のある重要問題が議論されることはないのである。そうした状況を打開するために、「非公式」協議が活用され、それらの議題が討議されているのが実態である。[21] なお、マルタは一九九五年にPfPに参加したものの翌一九九六年から参加を停止していたが、二〇〇八年四月に復帰し、各種の活動に再び参加している。そのため、「参加問題」はキプロスに固有の問題になっている。

このような背景や問題を有する「ベルリン・プラス」が最初に実践に移されたのは、二〇〇三年三月のEUによるマケドニアでのコンコルディア（Concordia）作戦である。これは、NATOによるアンバー・フォックス（Amber Fox）作戦をEUが引き継いだものである。そもそも、「ベルリン・プラス」が二〇〇三年三月に最終合意されたのは、同作戦に間に合わせる必要性があったからとの事情が大きい。[22] コンコルディアは、ESDPの枠組みにおいて実施される最初の軍事ミッションであり、現地においても、NATOの活動の多くをそのまま引き継ぐことになった。NATOの作戦をEUが引き継ぐとの形態は、その後、二〇〇四年一二月のボスニア・ヘルツェゴヴィナにおけるNATO指揮下のSFORから、EU指揮のアルテア（EUFOR Althea）作戦への移行の際にも見られた。軍事ミッション派遣の経験の浅いEUにとって、NATOの作戦を引き継ぐことは、ハードルの低い安全策だったとの側面もある。

その後の実践の中で、実際に起こったことは、「ベルリン・プラス」を活用したコソヴォとボスニアのようなNATOからEUへの任務の引継ぎと、コンゴでの事例に見られる「ベルリン・プラス」の枠外での、NATOが関与しない場所でのEUの単独の行動であり、いずれも、両機構の棲み分けであった。NATOとEUが直接協働するのではなく、お互い、直接には関わらないことによって競合を避けたのだと言える。その背景には、両機構の任務には重複がそもそも多いという構造的事情がある。EUがESDPの枠内で実施する、いわゆる「ペ

テルスベルグ任務（Petersberg tasks）」（人道・避難、平和維持、平和創造を含む危機管理における戦闘部隊任務）と、ＮＡＴＯにおける非五条任務（集団防衛以外の任務）の間に、実質的な大差はないのである。そうであれば、（ＥＵが関与しない）どの問題にＮＡＴＯが関与し、（ＮＡＴＯが関与しない）どれにＥＵが関与するのかという観点で活動を棲み分けることが、当面の現実的な対応と考えられたのであろう。しかし、デ・ホープ・スヘッフェル（Jaap de Hoop Scheffer）前ＮＡＴＯ事務総長の言葉を借りれば、それは、協力ではなく相互干渉の排除（deconfliction）である。[23] これが、二〇〇〇年代前半における、ＮＡＴＯ・ＥＵ「協力」のスタートであった。

ただし、これをもって、ＮＡＴＯ・ＥＵ協力のレベルが低いと断じることは、必ずしも公平ではないかもしれない。国際機構であっても非政府主体であっても、類似の活動領域を有するアクター間の関係は、協力が円滑に実現するよりも、競争的・対立的になるほうがむしろ自然だと考えられるからである。実際、欧州の安全保障に関わる枠組みに限定しても、ＮＡＴＯと国連、ＥＵと国連、ＮＡＴＯとＯＳＣＥ（欧州安全保障協力機構）等の間の関係は、いずれも各種の問題を抱えており、理想的な協力関係が構築されているケースなど皆無なのである。[24] そうした視点に立てば、ＮＡＴＯ・ＥＵ関係のみが特に失敗例なわけではない。ただし、ＮＡＴＯ・ＥＵ協力が特に問題であるとすれば、それは、冒頭で指摘したように、国際的な危機管理活動における実働能力を有する主体としてＮＡＴＯとＥＵのウェイトと影響が大きいことに由来する。

二　時代遅れになった「ベルリン・プラス」――新たな状況と課題――

「ベルリン・プラス」は、ＮＡＴＯ・ＥＵ間の今なお唯一の正式な協力枠組みであり、また、ＮＡＴＯ・ＥＵ協力の代名詞として言及されることが多い。そして、「ベルリン・プラス」自体は、成功裏に機能しているとい

うのが大方の評価である。[25] ただし、「ベルリン・プラス」の使用事例は、マケドニアでのすでに終了した小規模ミッション（約三〇〇名）のコンコルディアと、現在も継続しているボスニア・ヘルツェゴヴィナでのアルテアの二つのみであり、今日、「ベルリン・プラス」が機能していると言えば、それは、基本的にボスニアでの事例を指しているに過ぎない点には留意する必要がある。それどころか、NATO・EU間での「ベルリン・プラス」の使用は、ボスニアが最後になるとの見方が出てきているのが実情である。[26] 二〇〇三年以降、実際にESDPが発展し、ミッション実施の経験が重ねられていく中で、「ベルリン・プラス」において想定されたNATO・EU協力の形態が、通例と言うよりは、例外、さらには過去のものになりつつある。

その理由の第一は、ESDPミッションとして数が増えたのは、軍事ミッションよりも、実際には文民ミッションであったことにある。[27]「ベルリン・プラス」が想定していたのは、あくまでも軍事面での協力であり、ESDP文民ミッションとの協力は、その範疇に入っていない。[28] ESDPも、発足当初はEUが軍事ミッションを実施することに主眼があり、それこそが、従来にない新しい要素とされ、軍事的側面が強調されていたのである。ソラーナ（Javier Solana）CFSP上級代表は、「EUは軍事同盟ではなく、安全保障に対するEU／ESDPのより広範なアプローチの付加価値が証明された」として、「危機管理への（EUの）特殊な民軍アプローチ（distinctive civil-military approach）」の価値を強調している。[29] しかし、これがEUの意図した結果であったかは疑問である。ESDPの下で文民ミッションが増えたのは、能力面の制約から、一部のケースを除いて軍事ミッションの実施が困難であったことの副次的結果とも言えるからである。その軍事ミッションにしても、難易度の低いものを慎重に選択してきた側面が否定できないのである。[30] ソラーナ自身、「行動した場所では（全て）成功してきた」[31]（二〇〇七年一月）と述べつつ、「ESDPはリスクに関わるものであり、今後はよりそれをとる用意をしなければならない」[32]（二〇〇九年七月）とも述べている。後段は、従来のESDPミッションが、（文民ミッシ

ョンを含め）リスクの度合いの低いものであったことを事実上認めた発言と理解することができよう。

「ベルリン・プラス」の適用事例が減少した第二の要因は、ＮＡＴＯの活動をＥＵが引き継ぐ事例に代わって、アフガニスタンやコソヴォのように、ＮＡＴＯとＥＵが同じ現場で別の任務・作戦を実施するケースが増えてきたことにある。アフガニスタンにおいては、ＮＡＴＯ指揮下で展開するＩＳＡＦ（国際治安支援部隊）と並んで、ＥＳＤＰ警察ミッション（EUPOL Afghanistan）が展開し、また、コソヴォにおいては、ＮＡＴＯ指揮下の国際部隊ＫＦＯＲの展開が継続する中、二〇〇八年二月の同国による独立宣言を受け、史上最大規模（約二〇〇〇名）で警察、司法、税関分野の支援を行う法の支配ミッション（EULEX Kosovo）が、同月以降、展開を開始した。当初から、「ＮＡＴＯが全体として関与しない場合に」、その能力及びアセットの使用をＥＵに認める、との合意だったことからも明らかなとおり、「ベルリン・プラス」は、同じ現場においてＮＡＴＯとＥＵがともに活動することを全く想定していなかったのである。[33] そもそも、「ベルリン・プラス」に体現されたＮＡＴＯ・ＥＵ関係の論理は、棲み分けだったのであり、同じ現場で相互が接触することを前提としたものではなかった。

そして第三に、ＥＳＤＰミッションとして利用可能なＮＡＴＯ以外の計画能力が向上したことが挙げられる。各国において国防予算や各種能力が逼迫する中で、ＮＡＴＯの有するものをＥＵとしてまた新たに構築することは、無駄な重複（duplication）であるとして、米国を筆頭に強い反発があった。[34] 特に、ＥＵとしての独自司令部機能の構築が、米欧間、及びＮＡＴＯ重視派の諸国（英国、オランダ等）とＥＵ（ＥＳＤＰ）重視派の諸国（フランス等）の間で、常に政治的論争の対象だったことは事実である。しかし、ＥＵが各種の軍事能力を向上させる中で、作戦計画や司令部機能のみを除外することは現実に考えられず、そのままでは、ＥＳＤＰはいつまでたっても半人前のままになってしまう。そのため、当初ＥＵ独自の司令部機能構築に反対だった英国も、徐々に姿勢を軟化させたのである。二〇〇七年一月には、ＥＵ軍事参謀部（ＥＵＭＳ）の中に、小規模ながら、ＥＵ作戦セ

ンター（EU Operations Centre）が発足している。並行して、英仏等の主要国が有する国レベルの計画・司令部機能を、ＥＳＤＰミッションの作戦司令部として使用する経験も蓄積されてきた。コンゴでのアルテミス作戦では仏司令部が使用され、また、現在行われているＥＵとして初の海上作戦であるアタランタ作戦（EU NAVFOR Somalia—Operation ATALANTA）では、英国が作戦司令部を提供している。これは、英国がＥＳＤＰミッションに司令部を提供した初のケースであり、ＥＳＤＰへの英国の関与の新たな段階を示すものとして評価されている。ほかに選択肢が全くない場合はともあれ、「自律的な行動」の実施を目標に発足したＥＳＤＰにとって、可能な限り、他者に依存しない形での作戦実施のあり方を模索することは、対米や対ＮＡＴＯの考慮とは別次元においても、自然なことであろう。

そのような新たな状況下において求められるＮＡＴＯ・ＥＵ協力とは、第一に、文民面を含む協力、そして第二に、同じ場所で同時に活動する際の協力である。ＮＡＴＯとＥＵが効果的な協力を達成するためには、分離による棲み分けでは不十分になり、真の協働が必要とされるようになったのである。そうした中で「ベルリン・プラス」に対しては、ＮＡＴＯ・ＥＵ協力の「促進剤（facilitator）よりはむしろ制約（straitjacket）となることが多過ぎるようになった（デ・ホープ・スヘッフェル前ＮＡＴＯ事務総長）」[35]との否定的な評価すら与えられるようになってしまったのである。

そこでまずは文民面のＮＡＴＯ・ＥＵ協力の可能性である。国際的な平和作戦においては、軍事的側面と同時に文民的側面が重視されることが、近年の大きな潮流になっている。そして、開発援助やガバナンス支援、司法支援等、ＮＡＴＯにはない政策ツールを擁するＥＵは、包括的な安全保障概念を体現する存在だと論じられる。[36]もっとも、広範囲にわたる政策ツールを有するＥＵも、それらを効果的に使いこなしているとは言えず、ＥＵ内調整は大きな課題として残されている。[37]さらに、ＥＵが比較優位を有するとされる文民アセットについても、そ

の展開能力は必ずしも高くないとの現実がある。そのことは、アフガニスタン等でのミッションが常に要員不足に悩まされている現実からも明らかである。[38] それでもＥＵがＮＡＴＯにはない文民面の能力を活用し、ＮＡＴＯとは異なる形での危機管理活動を展開していることは、いずれにしても否定し得ないだろう。[39] 他方、ＮＡＴＯは純粋な軍事組織であり、文民面での独自の能力は基本的に有していない。しかし、アフガニスタンＩＳＡＦを実施する中で、「開発なくして治安なし、治安なくして開発なし（no security without development, no development without security）」との現実を突き付けられ、アフガニスタン各地に展開したＰＲＴ（地方復興支援チーム）による復興・開発支援活動の実施など、軍事面と民生面の連携・協力強化の方策を模索するようになった。二〇〇六年一一月のリガでのＮＡＴＯ首脳会合において、「包括的アプローチ（comprehensive approach）」の用語がＮＡＴＯに導入されたのは、そうした文脈でのことである。[40]

こうした状況を受けて提起されるのが、「逆ベルリン・プラス（Berlin Plus in Reverse）」や「ベルリン・プラス・プラス（Berlin Plus-Plus）」、「文民ベルリン・プラス（Civilian Berlin Plus）」と呼ばれる構想である。いずれも文民面でのＮＡＴＯ・ＥＵ協力のための考え方である。文民能力・アセットについてはＮＡＴＯよりＥＵが多く擁することから、ＥＵの文民能力・アセットをＮＡＴＯが使用することを認める枠組みとして想定されることが多い。しかし、これについては特にＥＵ側で消極的見方が強いのが現実である。その背景にあるのは、ＥＵの文民能力・アセットが、ＮＡＴＯ（とりわけ米国）のツールとして使われるようになることへの反発・警戒心である。おそらく問題は、「ベルリン・プラス」の類推で、どちらかの機構の能力・アセットへのアクセスを、もう一方に認めるとの発想をすることにあるのではないか。求められているのは、文民面を含むＮＡＴＯとＥＵとの間の協力――実際には、ＮＡＴＯの軍事面での活動と、ＥＵによる文民面の活動の間の協力――の仕組みを構築することであり、どちらかが他方のものを借用するとの、いわば垂直的観点に立つ必要はない。

この点は、同じ場所で同時に活動する際のNATO・EU協力という、第二の要請とも直結する。文民面での相互協力が求められるのは、通常は、アフガニスタンやコソヴォのような、NATOとEUが同じ場所で互いに異なる活動を行うケースだと考えられるからである。

例えばアフガニスタンにおいては、NATOがISAFを指揮し、全国を五分した（首都及び東西南北）地域司令部が置かれ、各司令部隷下の部隊が配備されているほか、各地にPRTが展開している。EUによる警察支援のEUPOLは、カブールに本部を置くほか、地方の要員は、多くの場合、各地のPRTに所属ないし滞在しているのである。その背景には、EUPOLの展開前から、一部諸国は自国PRTで独自の警察支援活動を行っており、その要員は、EUPOLへの参加に伴い、EUPOLの帽子に被り替えただけというケースが多かったとの事情がある。しかし、そこで持ち上がったのは、ISAF指揮下のPRTに所属・滞在するESDPミッションの要員（警察関係者＝非軍人）[41]の安全や情報交換等を、NATOとの間のどのようなアレンジで確保するかという問題だった。EUPOLがNATOとの間で全般的な協定を締結するのが最も簡潔な方法だが、「ベルリン・プラス」以外のNATO・EU間の公式の枠組みを認めていないトルコの反対により、それは不可能だった。そこでEUPOLは、EUPOL要員が所属・滞在予定の各PRT主導国との間で、個別に合意を締結するという、複雑な方法がとられることになった[42]。

実際には、例えばドイツの警察関係者がドイツ主導のPRTに滞在しているなど、多くのケースにおいて、PRTに滞在するのは、当該PRT主導国の警察関係者であり、日々の安全確保上の問題は全くなかった。しかし、出身国と滞在先PRT主導国が異なるケースがあったほか、EUPOL・PRT間の正規の手続きを経ない限り、EUPOLの一員としては正式に認められないため、要員はすでに現地にいたものの、EUPOLとしての展開には時間がかかるという事態が発生した。非EUのEUPOL参加国・PRT主導国にとっては、とりわけ煩雑

な手続きであった。さらに、トルコ及び米国主導のＰＲＴは、現在（二〇一〇年八月の本稿執筆時点）までのところ、ＥＵＰＯＬとの合意締結に至っておらず、それらＰＲＴの所在地域は、ＥＵＰＯＬの活動地域に入っていない。

アフガニスタンでの警察支援に関しては、ＩＳＡＦが、国軍に加えて警察を含めた訓練ミッション（ＮＴＭ-Ａ）を開始したことにより、ＮＡＴＯ・ＥＵ間の調整に新たな側面が加わっている。ＩＳＡＦが、現場の警察官への短期訓練を主に行い、ＥＵＰＯＬはアフガン警察の教官の訓練や警察改革を実施するとの実際上の役割分担が成立しているが、さらなる調整の行方に関しては不確定要素も少なくない。[43]

なお、コソヴォに関しては、アフガニスタンでの教訓を踏まえた対応がとられようとしている。しかし、ＮＡＴＯ（ＫＦＯＲ）とＥＵ（ＥＵＬＥＸ）との間で正式な合意ができない政治的状況に変化はなく、要員の安全確保や情報交換といった重要な部分の措置が、アド・ホック且つ非公式なものにならざるを得ないという構造的問題は続いている。[44]

この点とも関連して注目されるのは、今後、ＣＳＤＰの枠組みにおいて、本格的な民軍合同（統合）ミッションの実施が実現されるかという点である。[45] 従来は、軍事ミッションか文民ミッションのいずれかであり、ＥＵ（理事会事務局）内での担当部署や指揮命令系統も異なっていた。さらに、それぞれを担当する部署・系統間の連携も、効果的とは言いがたい状況であった。[46] ＥＵが大規模な民軍合同ミッションを展開できるようになるまで、ＮＡＴＯの軍事ミッションと隣り合わせで、ＥＵのミッションが展開することは、今後とも想定される。

他方、アフガニスタンに関してもそれ以外の例でも、現場での必要最低限のＮＡＴＯ・ＥＵ協力は、今日でも行われている。つまり、協定の締結に代表されるように、本部（ブリュッセル）レベルでの公式な対応が必要とされる部分は「ベルリン・プラス」以上には何も進まないが、現地での実務的協力は、司令官以下、現地に派遣

された要員の努力により、ある程度実現しているのである。[47] 前節で触れたNATO・EU間の「非公式」協議の活用にも見られるように、次善の策としての「非公式」な措置の多用が、NATO・EU関係の大きな特色になっていると言える。これに対しては、実際の協力が実現できているのであれば、それで問題はないとの見方も可能かもしれない。しかし、NATO・EU間で調整・協力を擁する案件が発生するたびにアド・ホック且つ非公式な、ある意味迂回ルート的措置を選択する方法は、迅速性及び予測可能性の点で問題がある。さらに、関係者からは、そうした措置の実施を任される現場の負担が過大になるほか、士気にも影響するなどの問題点が指摘されている。

「ベルリン・プラス」合意後の時期を振り返った場合、NATO側が、EUとの協力の強化を積極的に模索し続けてきたのに対し、常に消極的な姿勢をとってきたのはEUだったと言える。[48] EU側の消極姿勢の根底にあったのは、「生まれたばかりのよちよち歩きのESDPが、経験豊富な巨人のNATOと付き合えば、飲み込まれてしまう」との懸念だったとでも言えるのではないか。対米関係に特化して言えば、ESDPへの米国の影響力が過大になることへの警戒だった。いずれも、もっともな懸念であり、幼稚産業保護のような意味合いがあったのであろう。NATO側は当初、従来NATOが独占していた軍事領域にEUが新規参入することを警戒したわけだが、同時に、EUの目に映るNATOは、本来純粋に軍事組織だったにもかかわらず、文民分野での活動にまで手を伸ばし、EUが比較優位を有する領域を侵食しつつある存在であった。若干刺激的な言葉を使えば、「相互パラノイア」[49]のようなものである。実際、活動領域が重なれば重なるほど、NATOとEUは、パートナーになれる潜在性があっても、現実にはライバルになりがちであるとの構造的問題が存在している。[50]

それでも、EU側もソラーナCFSP上級代表を含め、次第に、NATOとの協力枠組みが「ベルリン・プラス」のみでは不十分であることは認めるようになった。ソラーナは、技術的措置を必要に応じて構築するための、[51]

「より柔軟な枠組み（a more flexible framework）」[52]が必要であると述べている。「ベルリン・プラス」の協定形式をモデルに文民面を含む新たな協定を結ぶことは、トルコに関わる問題ゆえ、当面は現実的ではないだろう。だからこそ、「柔軟な枠組み」が言及されるわけだが、それをアド・ホック且つ非公式と解釈するのであれば、現状と実態は変わらないのかもしれない。

おわりに

二〇〇二年一二月から翌年三月に合意された「ベルリン・プラス」によって本格的に始まったＮＡＴＯ・ＥＵ関係は、当初、棲み分けの論理に基づくものであったが、次第に、より直接的な協働が求められるようになった。しかし、それは、ＮＡＴＯ・ＥＵ関係への要請や期待にとどまっている部分が多く、今日のＮＡＴＯ・ＥＵ協力が、その潜在力を活かし切っているとは全く言えない状況にある。このことは、国際社会全体にとっての損失でもある。そこで、「ベルリン・プラス」以上に進めない公式のＮＡＴＯ・ＥＵ関係を補っているのは、非公式な措置の活用である。しかし、非公式な措置が多用されること自体、ＮＡＴＯ・ＥＵ関係が袋小路に陥っていることの証であることは否定できない。

そのため、ＮＡＴＯ・ＥＵ協力強化の行方に関しては、従来、懐疑的な見方が多かった。現実に多くの問題を抱えている以上、楽観的になりようになかったのは事実であるが、近年、ＮＡＴＯ・ＥＵ関係を取り巻く大枠の条件に大きな変化が生じている。冒頭で述べたように、ＮＡＴＯ・ＥＵ関係は、欧州国際政治及び米欧関係の従属変数としての側面を有している。その独立変数の側に、新たに、フランスのＮＡＴＯ統合軍事機構復帰と、ＣＳＤＰに対する米国の明確な支持姿勢の表明という要素が加わった。フランスのＮＡＴＯ統合軍事機構復帰のＮ

ATO内でのインパクトは限定的と見られているが、仏・NATO関係が正常化されることで、CSDPに関するフランスのイニシアティブが、NATOの活動（特に役割拡大）を阻害する隠れた目的を持ったものなのではないかとの、従来各国が抱かざるを得なかった疑念を払拭する政治的効果は期待できる。同時に、米国がCSDPへの支持を明確にしたことも、CSDPを巡る「大西洋派」と「欧州派」の対立を和らげる効果を有することが期待される。これに関連しては、安全保障面での米・EU関係も重要になる。コソヴォのEULEXには、史上初めて米国の文民（警察）要員、約八〇名が参加している。[53] 米・CSDP協力の強化は、NATO・EU関係にも好影響を及ぼす可能性がある。

もちろん、これらによって、現存するNATO・EU関係の問題が全て解決されるわけではない。それでも、行動主体としてのNATOとEUの間の関係が袋小路に陥ってしまっている以上、それを救い出すことができるのは、異なるレベルでの力であり、それは、加盟国、とりわけ首脳レベルの政治的リーダーシップということになろう。

さらに、二〇〇九年に、NATO事務総長とEUのCFSP上級代表が相次いで交代したことも、NATO・EU協力の新たな展開をもたらす可能性がある。NATOのデ・ホープ・スケッフェル前事務総長と、元NATO事務総長でもあるソラーナ前CFSP上級代表は、個人的な関係が必ずしも良好でなかったと言われ、NATO・EU協力推進の障害になっていたとも見られていた。同時にEUでは、新たな基本条約であるリスボン条約が二〇〇九年一二月に発効し、従来のCFSP上級代表に代わり、外交安全保障政策上級代表のポストが創設され、英国出身のアシュトン（Catherine Ashton）前欧州委員が着任した。同年夏に着任したラスムセン（Anders Fogh Rasmussen）NATO事務総長は、前任者に引き続き、EUとの協力強化を最優先課題の一つに据えており、[54] 新たなモメンタムが期待されている。

最後に、本稿で分析したＮＡＴＯ・ＥＵ関係の状況を前提にした場合、日本にとっても考えなければならないことが少なくない。ＮＡＴＯ・ＥＵ関係の問題自体は、それらの加盟国のみが解決できることであり、域外国である日本にとっては、基本的に与件でしかあり得ない。しかし、日本の外交・安全保障政策、特に国際平和協力や平和構築といった分野において、ＮＡＴＯもＥＵも、日本にとって貴重なパートナーである。そうした際に、派遣先の現場において、ＮＡＴＯやＥＵとどのような協力が可能になるかは、ＮＡＴＯ・ＥＵ協力の状況にも左右されるのである。さらに、現時点でのＮＡＴＯ及びＥＵとの作戦上の接点としては、ソマリア沖での海賊対処が好例となっているが、今後は、文民ミッションにおける接点も出てくる可能性がある。実際、二〇一〇年四月の日・ＥＵ定期首脳協議において日本は、ＣＳＤＰ文民ミッションに対して、初めて文民要員による貢献を行うことへの関心を表明している。[55] それが実現の際、同ＣＳＤＰミッションとＮＡＴＯが同一地域に展開している場合には、要員の安全確保面を含め、ＮＡＴＯ・ＥＵ協力のあり方が、日本にとっても直接の関心事となる。今後ともＮＡＴＯ・ＥＵ関係への注目が必要な所以である。

（1）平和維持、紛争予防、紛争解決、安定化復興支援を目的とした国外への軍隊派遣による活動に関しては、平和維持活動（ＰＫＯ）、平和支援活動（ＰＳＯ）、危機管理活動など、機構や各国により、呼称が異なる。本稿では、煩雑さを避けるため、そうした活動全般を指す際は、基本的に平和作戦との用語を用いる。なお、ＥＵにおいては、危機管理（crisis management）の用語が一般的であり、軍事面でも文民面でも使用される。ＮＡＴＯにおいては、北大西洋条約第五条に規定された集団防衛任務以外として非五条任務との用語が使われることはあるが、この種の活動に特定の呼称を使う慣習は必ずしもなく、通常、大規模なものを作戦（operation）、より小規模なものを任務（mission）と呼んでいる。

（2）二〇〇九年一二月のリスボン条約発効により、ＥＳＤＰはＣＳＤＰ（共通安全保障防衛政策）と改称された。本

稿では、リスボン条約発効以前の具体的事項に言及する際にはESDPの用語を用い、同条約発効後の今日を含めた一般的用法においては、CSDPを使用する。

(3) このトレンドに関しては、例えば、Center on International Cooperation, *Annual Review of Global Peace Operations 2009* (Boulder: Lynne Rienner Publishers, 2009) を参照。

(4) この点については、例えば、鶴岡路人「日欧安全保障協力——NATOとEUをどのように『使う』か」『防衛研究所紀要』(防衛省防衛研究所) 第一三巻第一号 (二〇一〇年一〇月) を参照。

(5) "Joint Declaration Issued at the British-French Summit," Saint-Malo, France, 3-4 December 1998, para. 2.

(6) 例えば、Paul Cornish, "NATO: The Practice and Politics of Transformation," *International Affairs*, Vol. 80, No. 1 (January 2004)。

(7) その過程で、ESDIからESDPへの発展に伴い、新たな要素が加わったため、「プラス」と称されることになった。

(8) 交渉の経緯については、Martin Reichard, *The EU-NATO Relationship: A Legal and Political Perspective* (Aldershot: Ashgate, 2006), pp. 275-288 に詳しい。

(9) 「ベルリン・プラス」合意に至るまでの論点については、多数の文献があるが、例えば、Robert Hunter, *The European Security and Defense Policy: NATO's Companion—or Competitor?* (Santa Monica: RAND, 2002); Jolyon Howorth, *Security and Defence Policy in the European Union* (Basingstoke: Palgrave, 2007) 等を参照。

(10) 例えば、David Yost, *NATO and International Organizations*, Forum Paper 3 (Rome: NATO Defense College, September 2007), pp.77-78; Reichard, *The EU-NATO Relationship*, p. 274, を参照。

(11) "EU-NATO Declaration on ESDP," Press Release (2002)142, NATO HQ, Brussels, 16 December 2002.

(12) "An Alliance for the 21st Century," Washington Summit Communiqué issued by the Heads of State and Government participating in the meeting of the North Atlantic Council in Washington, D.C., 24 April 1999, para. 10.

(13) 例えば、"An Alliance for the 21st Century," paras. 9 and 10; "EU-NATO Declaration on ESDP"。

(14) "European Council Declaration on Strengthening the Common European Policy on Security and Defence," Annex III of the "Presidency Conclusions," Cologne European Council, 3-4 June 1999, para. 1.

(15) "An Alliance for the 21st Century," para. 9.

(16) この点については、Howorth, *Security and Defence Policy in the European Union*, pp. 136-165 を参照。

(17) 例えば、Terry Terriff, "The CJTF Concept and the Limits of European Autonomy," in Jolyon Howorth and John Keeler (eds.), *Defending Europe: The EU, NATO and the Quest for European Autonomy* (Basingstoke: Palgrave, 2003); 広瀬佳一「ＮＡＴＯ軍事機構の『欧州化』と米欧関係」『国際安全保障』第三四巻第三号（二〇〇六年一二月）を参照。

(18) Reichard, *The EU-NATO Relationship*, pp. 266-268; 鶴岡路人「国際政治におけるパワーとしてのＥＵ――欧州安全保障戦略と米欧関係」『国際政治』第一四二号（二〇〇五年八月）、一三八頁。

(19) "An Alliance for the 21st Century," para. 9.

(20) ＮＡＴＯ側の視点として、"Speech by NATO Secretary General Jaap de Hoop Scheffer," at the High-Level Seminar on Relations between the European Union and NATO, Paris, 7 July 2008。トルコの主張を簡潔に述べたものとして、Ahmet Davutoglu, "Bridging an Unnecessary Divide: NATO and the EU," *EUISS Newsletter*, No. 30 (October 2009)。

(21) 閣僚（外相）レベルの非公式会合は、「transatlantic lunch」や「transatlantic dinner」として開催されることが多い。初回は、国連総会の機会を利用して二〇〇五年九月に開催された。大使級でも、正式なＮＡＣ（ＮＡＴＯ北大西洋理事会）・ＰＳＣ（ＥＵ政治安全保障委員会）会合のほかに、（同メンバーで）非公式会合が必要に応じて開かれている。詳しくは、Yost, *NATO and International Organizations*, pp. 96-98。

(22) "Discour de Javier Solana, Haut Représentant pour la Politique étrangère et de Sécurité commune (PESC), à la session d'ouverture du séminaire relatif à la relation UE-OTAN," Paris, 7 juillet 2008 の中でソラーナは、「ベルリン・プラス」はマケドニアでの作戦のために作られたものだったと当時を回顧している。

(23) "Keynote Speech," by NATO Secretary General, Jaap de Hoop Scheffer, Berlin, 29 January 2007.

(24) 例えば、Yost, *NATO and International Organizations*; Lawrence Kaplan, *NATO and the UN: A Peculiar Relationship* (Columbia: University of Missouri Press, 2010); Michael Harsch and Johannes Varwick, "NATO and the UN," *Survival*, Vol. 51, No. 2 (April–May 2009); Thierry Tardy, "The European Union and the United Nations: Global *versus* Regional Multilateralism," *Studia Diplomatica: The Brussels Journal of International Relations*, Vol. 60, No. 1 (2007); Thierry Tardy, "Building Partnerships in Peace Operations: The Limits of the Global/Regional Approach," *GCSP Policy Paper*, No. 1 (Geneva Centre for Security Policy, May 2010); Hanna Ojanen, "The EU's Responsibility for Global Security and Defence," in Hartmut Mayer and Henri Vogt (eds.), *A Responsible Europe? Ethical Foundations of EU External Affairs* (Basingstoke: Palgrave, 2006) を参照。

(25) 例えば、"Address by Javier Solana, EU High Representative for the Common Foreign and Security Policy," at the European Security and Defence Policy Conference, Berlin, 29 January 2007, p. 3。

(26) Yost, *NATO and International Organizations*, p. 89; Michael Williams and Alastair Cameron, "NATO's Strategic and Operational Challenges: A RUSI Transatlantic and European Security Programme Study," *Occasional Paper* (London: Royal United Services Institute, 2008), p. 5.

(27) この点については、例えば、鶴岡路人「EU外交の中の欧州安全保障防衛政策——付加価値の再検討とEU内調整の課題」田中俊郎・小久保康之・鶴岡路人編『EUの国際政治——域内政治秩序と対外関係の動態』(慶應義塾大学出版会、二〇〇七年)、二三九—二四一頁を参照。また、ESDP文民ミッションの評価については、例えば、Michael Merlingen, *European Union Peacebuilding and Policing: Governance and the European Security and Defence Policy* (Abingdon: Routledge, 2006); Christopher Chivvis, *EU Civilian Crisis Management: The Record So Far* (Santa Monica: RAND, 2010) を参照。

(28) (公開されている文書に関する限り) 文民分野の協力が明示的に否定されているわけではないが、NATOの軍事計画能力をESDP文民ミッションが使用することは、現実問題として想定され得ない。また、「ベルリン・プラス」の交渉過程において、ESDP文民ミッションについて検討された形跡もない。

(29) 引用は、"Remarks by Javier Solana, EU High Representative for the Common Foreign and Security Policy," at a Conference "ESDP@10: What Lessons for the Future," organised by the Swedish Presidency, the EU Institute for Security Studies and in collaboration with the Swedish Institute of International Affairs, Brussels, 28 July 2009, p. 3 から。二〇〇三年一二月に採択された欧州安全保障戦略（European Security Strategy）においても、民軍両方の能力が関わる作戦においてEUは独自の価値（particular value）を作り出すことができるかもしれないと述べられていた。鶴岡「国際政治におけるパワーとしてのEU」、一三三頁。

(30) Bastian Giegerich, *European Military Crisis Management: Connecting Ambition and Reality*, Adelphi Paper 397 (Abingdon: Routledge for IISS, 2008), pp. 25–27.

(31) "Address by Javier Solana," Berlin, 29 January 2007, p. 2.

(32) "Remarks by Javier Solana," Brussels, 28 July 2009, p. 4. この点については、"Ditchley Foundation Lecture by Javier Solana, EU High Representative for the CFSP: Europe's Global Role—What Nest Steps?" London, 11 July 2009 も参照。

(33) この点については、Leo Michel, "NATO–EU Cooperation in Operations," *Research Paper*, No. 31 (Rome: Academic Research Branch, NATO Defence College, February 2007), pp. 2–3 も参照。

(34) Hunter, *The European Security and Defense Policy*, ch. 6.

(35) "Speech by NATO Secretary General Jaap de Hoop Scheffer," Paris, 7 July 2008.

(36) この点を強調したものとして、例えば、Sven Biscop, *The European Security Strategy: A Global Agenda for Positive Power* (Aldershot: Ashgate, 2005) を参照。

(37) この点については、鶴岡「EU外交の中の欧州安全保障防衛政策」を参照。

(38) Daniel Korski and Richard Gowan, *Can the EU Rebuild Failing States? A Review of Europe's Civilian Capacities* (London: European Council on Foreign Relations, 2009); Chivvis, *EU Civilian Crisis Management*, pp. 43–46.

(39) この点に関する検討として、例えば、Giovanna Bono, "EU Approaches to Conflict Management: A 'Dis-

tinctive' Contribution?" in Paolo Foradori, Paolo Rosa and Riccardo Scartezzini (eds.), *Managing Multilevel Foreign Policy: The EU in International Affairs* (Lanham: Lexington Books, 2007) を参照。

(40) 鶴岡路人「NATO変革の現段階——新たな役割と新たなパートナーシップ」『外交フォーラム』(二〇〇七年四月号)、五二—五五頁を参照。

(41) 厳密には、各PRTの文民要員はISAFの指揮下にはないとの整理になっている。

(42) Luis Peral, "The EU Police Mission in Afghanistan (EUPOL Afghanistan)," in Giovanni Grevi, Damien Helly and Daniel Keohane (eds.), *European Security and Defence Policy: The First Ten Years (1999-2009)* (Paris: European Union Institute for Security Studies, 2009), pp. 333-334; Eva Gross, "Security Sector Reform in Afghanistan: The EU's Contribution," *Occasional Paper*, No. 78 (Paris: European Union Institute for Security Studies, April 2009), p. 31.

(43) "CSDP and EU Mission Updates—May 2010," *European Security Review*, No. 49 (May 2010), pp. 15-16.

(44) Chivvis, *EU Civilian Crisis Management*, pp. 41-42.

(45) Stephanie Blair, "Towards Integration? Unifying Military and Civilian ESDP Missions," *European Security Review*, No. 44 (May 2009), pp. 6-7.

(46) Korski and Gowan, *Can the EU Rebuild Failing States?* pp. 55-60.

(47) 例えば、Mihai Carp, "NATO Policy and Perspectives on Reconstruction Operations and NATO-EU Cooperation," in Jean Dufourcq and David Yost (eds.), *NATO-EU Cooperation in Post-Conflict Reconstruction*, NDC Occasional Paper 15 (Rome: NATO Defence College, 2006), p. 40; Chivvis, EU *Civilian Crisis Management*, pp. 41-42, 47-48。

(48) この点については、鶴岡路人「新たな役割——模索するNATO」日本国際問題研究所研究会報告書『岐路に立つNATO——米欧同盟の国際政治』(日本国際問題研究所、二〇一〇年三月)、一一三頁を参照。

(49) Yost, *NATO and International Organizations*, p. 87.

(50) 例えば、Paul Cornish, "EU and NATO: Co-operation or Competition?" Briefing Paper, Directorate-Gen-

eral for External Policies of the Union, Directorate B, Policy Department, EP-ExPol-B-2006-14, PE348.586, October 2006, p. 9.

(51) "Discour de Javier Solana," Paris, 7 juillet 2008, p. 2.

(52) "Remarks by Javier Solana," Brussels, 28 July 2009, p. 3.

(53) なお、EULEXには、トルコも六〇名規模の要員を参加させている。

(54) 例えば、"Monthly Press Conference by NATO Secretary General Anders Fogh Rasmussen," NATO HQ, Brussels, 2 September 2009。

(55) 「第一九回日・EU定期首脳協議共同プレス声明」（東京、二〇一〇年四月二八日）、第九パラ。